

デジタル実装定着支援事業 FAQ

令和 8 年 1 月 13 日時点

No	類型	分類	質問	回答
1	全類型 共通	申請について	一つの自治体が複数の類型に参加することは可能か。	全ての類型の中で、一つの類型のみ参加可能。例えば単独類型を申請する自治体が広域類型の構成団体に含まれることは認められない。
2	全類型 共通	申請について	本事業は令和 9 年度以降も予定されているか。	未定です。
3	全類型 共通	申請について	どの部署が本事業の申請を行うべきか。	申請部署の指定はないが、自治体の中でデジタル実装の取りまとめや庁内外の関係者とのコーディネートが可能な部署が体制に含まれていることが望ましい。また、申請部署が伴走支援を行う委託事業者とやり取りを担うことを想定している。
4	全類型 共通	申請について	実施体制について、申請書の記入例にある各種機関や有識者に心当たりがないが、事業者のみの記載でもよいのか。	伴走支援を通じて連携先となる事業者、有識者、各種機関を検討することもあり得るため、申請時点で確定済みの連携先の記載を求めるものではないが、少なくとも体制構築状況（例えば、連携先の候補）の記載を求め、当該状況を踏まえて審査を実施する。
5	全類型 共通	申請について	自治体窓口業務の改革全般に本事業を利用可能か。	利用可能である。ただし、自治体職員の業務効率化が主目的であり、地域住民に裨益がない事業は対象外である。住民向けサービスの質の向上など、地域住民に裨益するデジタルサービスを伴走支援翌年度に実装することを主目的とした内容であることが求められる。
6	全類型 共通	申請について	特別区は申請可能か。	申請可能である。
7	全類型 共通	申請について	他省庁の事業と並行して申請可能か。	本事業においては、他省庁含む類似の事業と並行して申請することを妨げるものではない。他方、他省庁の事業における複数事業での重複申請の可否については、当該事業の制度をご確認いただきたい。 他省庁含む類似の事業と重複して採択を受けた場合、本事業では、他事業で支援をうける対象・内容等と重複しないよう、申請団体において棲み分けを明確にすることを求める等の条件付き採択とする。なお、明確且つ合理的な説明がなされなかった場合、採択が取り消しとなることもあり得るため、ご留意願いたい。
8	全類型 共通	伴走支援について	令和 5、6 年度デジタル実装計画策定支援事業および令和 7 年度デジタル実装伴走支援事業と、デジタル実装定着支援事業との差異は何か。	過年度のデジタル実装伴走支援事業では、団体の初めてのデジタル実装を後押しするため、翌年度のデジタル実装を目指して伴走支援を実施していた。 デジタル実装定着支援事業は、過年度の支援も継続するが、地域住民に使われるサービスの導入・選定に不安を抱える団体への支援が追加となった点が差異である。

No	類型	分類	質問	回答
9	全類型 共通	伴走支援について	委託事業者はどのような地域や業種の企業を想定しているか。	今後公募をかけるため現時点では未決定であるが、地域のデジタル実装に対する支援の実績等を有する事業者を想定している。
10	全類型 共通	伴走支援について	委託事業者は、採択された類型・団体ごとに選定されるのか。	一つの委託事業者が、単独類型・広域類型で採択された全団体への支援を行うことを想定している。
11	全類型 共通	伴走支援について	伴走支援の内容として、オンライン会議等とはどのような頻度で実施するのか。	毎週～隔週で 30 分～ 1 時間程度のオンライン会議等を行う想定。また、オンラインのみではなく、現地での支援も数回程度行うことも想定している（委託事業者の旅費は国からの委託費に含む。）。
12	全類型 共通	伴走支援について	採択された後、事業中止となってしまう場合のペナルティはあるか。	具体的なサービスを実装する事業ではなく伴走支援を行う事業のため、事業執行中に中止となるケースは想定しにくい。仮にやむを得ない事情により中止となった場合はペナルティを課すことを想定していない。
13	全類型 共通	伴走支援について	本事業に採択された場合、伴走支援事業年度の次年度にデジタル実装することが必須か。	本伴走支援は、地域特性を踏まえたうえで地域課題の解決に資するデジタル実装を目指す取組を目的としている。本伴走支援に採択された場合、デジタル実装型への申請等を通じた、次年度のデジタル実装を前提として検討を進めていただく必要がある。 伴走支援を受ける中で、（関係者との合意形成が図ることが困難である等）真にやむを得ない理由等があれば、デジタル実装が次年度以降となることは許容される。 まずは次年度のデジタル実装を前提として検討を進めていただきたい。
14	全類型 共通	伴走支援について	本事業に採択されたこと自体が、デジタル実装型における優先採択や加点要素となる可能性はあるか。	伴走支援に採択されたことを以って、デジタル実装型の優先採択や加点要素とすることは想定していない。
15	全類型 共通	伴走支援について	住民ニーズの把握にだけ課題があるため、アンケート実施のみ支援してほしい等、部分的に伴走支援を活用してもよいのか。	通年の伴走支援であり、アンケートのみ、PoC のみ等の部分的な伴走支援は想定していない。 地域に定着するデジタルサービスの導入に向けて、一連のプロセスを支援する事業であり、各プロセスにかかる期間は団体毎に変わるが、一部のみ支援することはない。
16	全類型 共通	伴走支援について	中間報告はいつ頃どのようなような報告をするのか。	中間報告では、報告時点までの伴走支援での検討状況（課題整理・分析等）と、今後のデジタル実装計画策定までの進め方について、伴走支援を受ける団体が国へ報告を行う。時期は 9 月頃を予定している。 なお、協力事業者を活用して地域特性の把握に取り組みたい団体は、中間報告会にて、協力事業者名・役割・選定の理由・必要となる経費を報告いただくこととしており、その活用の妥当性を国が把握・確認の上、活用の是非を判断することを想定している。

No	類型	分類	質問	回答
17	全類型 共通	協力事業者 について	協力事業者とはどのような事業者を指すのか。	伴走支援を受ける団体がデジタル実装に向けて地域特性を把握し、デジタルサービスの比較・検討を行うにあたって、そのノウハウや体制等を持つ事業者や、サービス提供事業者を指す。
18	全類型 共通	協力事業者 について	協力事業者はどのように決まるのか。	伴走支援を受ける団体が伴走支援を受ける中で選定し、国が妥当性等を確認の上、決定する。 具体的には、サービスの具体化まで完了したタイミング（9月頃）で、それまでの検討過程を中間報告会という形で報告を求める予定である。協力事業者を活用して地域特性の把握に取り組みたい団体は、中間報告会にて、協力事業者名・役割・選定の理由・必要となる経費を報告いただくことを想定している。
19	全類型 共通	費用について	伴走支援を受けるにあたり、自治体の財政的な持ち出しは不要か。自治体側で必要な経費負担（予算措置）はどういったものが考えられるか。	委託事業者に対する自治体による財政的負担は発生しない。ただし、事業の実施に必要な自治体職員の人件費や活動費は自治体負担となる。
20	全類型 共通	費用について	地域特性の把握に必要な協力事業者へ支払う経費について、どういった経費が対象となるか。	協力事業者に対して発生する費用は国から委託事業者経由で対応するため、事業実施に必要な自治体職員の人件費・活動費等を除き、地方公共団体の財政的負担は不要である。ただし、上限額（単独類型：150万円（税抜）、広域類型：270万円（税抜））を超える費用が発生した場合、自治体の負担とする。 なお、団体が検討しているサービスの実装に向けて、地域ニーズと合致するかどうか確かめるにあたり必要となる協力事業者の人件費等が対象となる。原則として、機器などの物品の購入費用は対象外となる。（消耗品・リースできない機器等を除く）対象経費の基本的な考え方は以下のとおり。 ●対象経費 ・ソリューション機器など地域特性の把握に必要な物品のリース・レンタル経費（伴走支援期間内に発生した経費のみ対象） ・取得単価が税込10万円未満、又は、使用可能期間が1年未満の物品の購入経費（「使用可能期間が1年未満」とは、一般的に消耗性のものと認識され、かつ、平均的な使用状況などからみて、その使用可能期間が1年未満であると認められるもの） ・役務費（ソリューションの機器設定や効果検証に係る人件費 など） ・その他（ソリューション機器の通信運搬費、協力事業者の旅費 など） ●対象外経費 ・機器などの物品の購入経費（上記を除く） ・本事業の目的の遂行に必要なと認められない経費及び目的遂行に必要であっても一般的に合理的と認められる範囲を超える経費 など

No	類型	分類	質問	回答
21	全類型 共通	審査について	二次審査の自治体側の対応者に制限はあるか。	申請書記載の責任者・担当者に面談を対応いただくことを想定している。各類型で対応者に求めるその他条件は質問 No.32、35 参照すること。
22	単独類型	申請について	過去に地域間連携事業の構成団体として TYPE2/3/V/X/S のいずれかで採択を受けている団体（単独事業は採択なし）は本支援の対象とはならないのか。	TYPE2/3/X/V/S において、主たる申請者でなく地域間連携事業の構成団体として採択を受けている団体も単独類型）の対象とならない。
23	単独類型	申請について	募集期間中に、別途申請中の TYPEV の採択結果が出るかわからないが、本事業を希望する場合には、見切り発車的に申請しておくことになるのか。	TYPEV の事前相談で事務局よりコメントを返す中である程度の感触を持てると想定しているが、感触把握が難しい場合は見切り発車で申請いただくことも可能だが、本事業の採択後に、TYPEV で採択された場合においては、本事業の公募要件を満たさないため、本事業では採択が取り消しとなる旨の条件付き採択とする。
24	単独類型	申請について	申請の段階で導入したいシステムを決めている場合は、本事業の対象外となるか。	具体的に導入したいシステムが決まっている場合は、伴走支援の必要性は低いため、デジタル実装型の申請等を通じたデジタル実装を検討していただきたい。ただし、具体的な課題に対する取り組みの優先度の設定や、サービス選定に係るプロセスに苦慮している場合は、申請いただいて問題ない。
25	単独類型	申請について	地域の課題の洗い出しなど、事前にどの程度の準備が必要か。	伴走支援において改めて課題の整理を行う想定であるため、申請時点では可能な範囲で記載いただければ問題ない。
26	単独類型	申請について	協力体制を築くことができる民間事業者や人物が地域内に見当たらない場合はどうしたらよいか。	デジタル関連以外で協力が望ましい事業者や人材がいれば、可能な範囲で協力体制を築く旨を記載いただきたい。課題に応じて巻き込む想定の対象者を記載いただければ、必ずしもデジタル関連の事業者・人物でなくとも問題ない。
27	単独類型	申請について	都道府県は、これまでの各 TYPE の申請とは違い、管内市区町村の申請取りまとめや一括の提出は不要か。	市区町村から直接質問や申請いただいて問題なく、都道府県による取りまとめ等は不要である。
28	単独類型	申請について	過去に類型②で伴走支援を受けている都道府県の管内市区町村の場合、やむを得ない事情がある場合に限り、単独類型で提出することを妨げないがあるが、やむを得ない事情とは具体的にどのようなものを指すか。	具体的には、県内市区町村において支援を求める自治体が多く、県の人員不足などの理由で県からの伴走支援が受けられない場合等が挙げられる。
29	単独類型	伴走支援について	支援内容としては、相談・助言だけでなく、ニーズ調査やヒアリング等の支援も受けることができるのか。また、実装に向けた計画とは、どのようなものを想定しているか。	必要に応じて委託事業者が支援する。ただし、あくまで事業の実施主体は地方公共団体であるところ、作業を委託事業者が代行するものではないことを理解したうえで、申請いただきたい。 また、実装に向けた計画は、デジタルサービスの実装計画等を念頭に置いており、TYPEA 実施計画書がイメージに近い。なお、自治体における DX 推進総合計画等の全体計画に関する策定支援は本事業の対象外であるため、留意いただきたい。

No	類型	分類	質問	回答
30	単独類型	伴走支援について	TYPEA の加点要素（地域間連携やスタートアップ等）を考慮した支援をしていただけるのか。	TYPEA の申請そのものではなく、申請に向けて地域の課題整理、住民のニーズ把握等を行い、どのような進め方が適切かを整理した上で、具体的な申請に繋げていくものである。結果的に、委託事業者より加点要素に繋がるアドバイスを受けることもあるが、それを前提とした支援をするものではない。
31	単独類型	審査について	申請書に本事業を円滑に進めるための協力体制とあるが、地域内での協力を得ることなく、市区町村単独で進めたい場合、採択に影響するか。	地域内での協力体制なしでの事業遂行は難しいことが想定されるため、構築の在り方を含め、委託事業者が支援することになる。そのため、単独で進めたい意向をお持ちの場合は採択の可能性が下がる場合がある。
32	全類型共通	申請について	協力事業者とは、公益社団法人等も含まれるか。また、地元デジタル関連企業が複数参加する任意団体（協議会等）との連携による申請も可能か。	公益社団法人や協議会等の役割次第である。申請書に具体的に記載いただき、役割次第では対象となり得る。
33	全類型共通	申請について	協力事業者との連携の形式に制限はあるか（契約や協定、会議体等）。	特段の制限は設けない。
34	全類型共通	費用について	連携する協力事業者に対する費用は発生するのか。	協力事業者に対する費用については、上限を定めて国の委託事業者を経由して対応する想定であり、事業実施に必要な自治体職員の人件費・活動費等を除き、地方公共団体の財政負担は発生しない
35	全類型共通	費用について	協力事業者への費用等に対する予算は1団体あたりどの程度確保されているか。	協力事業者は、1採択団体あたり、3事業者まで、事業者の人件費等の経費に活用可能である。 【単独】150万円、【広域】270万円が1採択団体当たりの活用可能上限額（税抜）
36	広域類型	申請について	広域連携における構成団体の役割は、どの程度具体的である必要があるか。	申請段階で詳細に役割が決定していない場合でも問題ない。ただし、早期に事業を開始し、計画策定期間を確保いただく上では、可能な限り役割を事前に整理いただくことが望ましい。
37	広域類型	申請について	参加する構成団体は申請時に調整中でも問題ないか。また、採択後の構成団体の変更は可能か。	参加する構成団体は申請時に調整中でも問題ないが、採択時の条件として、内閣府の指定する期日までに構成団体を確定させる必要がある。また、採択後について、推進体制を確認したうえで、構成団体の小規模な変更は認められ得るが、個別に相談していただきたい。
38	広域類型	申請について	広域連携における構成団体について、都道府県のみ（市区町村を含まない）構成での申請は可能か。	広域類型は原則「都道府県＋管内の複数市区町村」または「複数の市区町村単位」にて募集しているため、都道府県のみでの連携については対象としていない。
39	広域類型	申請について	広域連携における構成団体について、都道府県＋市区町村で構成する場合、都道府県が代表団体での申請は可能か。	可能である。ただし、伴走支援を受ける全団体が相互に連携することを前提に、都道府県と市区町村との役割分担を検討すること。

No	類型	分類	質問	回答
40	広域類型	申請について	過去の類型②③の支援を受けた団体が、新たな団体を追加する等して広域類型に応募することは可能か。	伴走支援を受けた団体は、翌年度以降、伴走支援を通じて得たナレッジを活かし他のデジタル実装に向けて自走化いただくこととしているため、同様の取組に対して、年度を跨ぎ継続して支援を受けることや団体の構成メンバーを変えて再度伴走支援に応募いただくことは想定していないが、支援を受ける必要性含め事前相談いただきたい。
41	広域類型	申請について	仮に本事業に採択された場合、デジタル実装型（旧デジタル実装タイプ）のように、伴走支援を受ける年度内にデジタル実装が要件となるか。	伴走支援を受ける年度内のデジタル実装は要件ではない。デジタル実装型（旧デジタル実装タイプ）においては採択年度においてデジタル実装を完了する必要があるが、本事業はデジタル実装型等の申請に資する実装計画の策定を行う事業である。
42	広域類型	伴走支援について	広域連携における構成団体数の上限はあるか。	上限を設定しているわけではないが、団体数が多数に及ぶと、全団体の調整を図りながら丁寧に支援することは難しいため、ある程度絞り込んでいただくことが必要と考えている。
43	広域類型	審査について	二次審査では、広域連携を構成する全ての自治体に参加する必要があるか。	二次審査では原則、全ての自治体に参加いただくこととしている。